

【台湾】国際受刑者移送法の制定

海外立法情報調査室・岡村志嘉子

* 2013年1月、台湾立法院で、外国で服役する台湾人受刑者及び台湾で服役する外国人受刑者の相互移送に関する国際受刑者移送法が可決、成立した。台湾と中国の間でもこの法律が適用される。

1 背景と経緯

近年、犯罪の国際化が進行し、また、外国人犯罪が増加する中で、外国人受刑者の取扱いが各国で課題となっている。台湾もその例外ではない。2012年10月末現在、台湾の刑務所で服役中の受刑者のうち、外国籍の者が499人、中国籍の者が44人、香港・マカオ籍の者が38人を数える。一方、外国で服役中の台湾籍の受刑者は、タイ1国で100余人、東南アジア全体で500人を超えるほか、中国で1,000余人、香港・マカオで60余人が服役中である。(注1)

外国での服役は、言葉の問題や文化の違い、親族等との面会の難しさなどから、受刑者にとって精神的な負担が大きく、十分な更正効果が上がりにくいとされる。そのような考え方から、欧州評議会は1983年、外国で刑を言い渡された者をその本国に移送し、本国で刑の執行を行うことによって更生と社会復帰を促進することを目的として「刑を言い渡された者の移送に関する条約（略称：受刑者移送条約）」を作成した。現在、日本、米国、カナダ等を含め計64か国がこの条約に加盟している。

台湾は受刑者移送条約への加盟は難しい状況にあるが、刑事司法分野での国際協力を推進するため、法整備等を進めている。国交のあるパナマとの間では、2010年に「裁判を受けた者の移送に関する条約」が締結された。中国との間でも、2009年に「犯罪取締の協力及び司法互助に関する兩岸（中国と台湾）合意」を交わしている。

2013年1月4日に立法院で可決、成立した国際受刑者移送法（注2）は、台湾と他の国との間の受刑者移送について定めたものである。これにより、条約又は協定の有無にかかわらず、受刑者を本人の同意を前提に本国へ移送し、本国で刑の執行を継続することが可能となる。同法は2013年1月23日公布、その6か月後から施行される。

2 主な内容

国際受刑者移送法は全25か条から成り、その構成は、第1章：総則（第1～3条）、第2章：受刑者の受入（第4～17条）、第3章：受刑者の送付（第18～21条）、第4章：附則（第22～25条）である。主な内容を以下に紹介する。

(1) 立法目的

受刑者を本国に移送して本国で刑を執行し、人道的精神に則って矯正の目的を達成することを、立法目的とする。（第1条）

(2) 受入移送の条件

外国から台湾への受刑者移送は、①両国の同意があること、②相手国の裁判で刑が確定していること、③受刑者の行為が台湾の法律においても犯罪を構成すること、④受刑者が台湾国籍を有しかつ台湾の戸籍を有すること、⑤受刑者又はその法定代理人の書面による同意があること、⑥移送請求時に刑期が1年以上残っていること、⑦台湾の法律で刑の時効が成立していないこと、⑧同一行為について相手国判決の確定前に台湾の裁判所の判決が確定していないこと、⑨受刑者が相手国で公正な裁判を受ける権利を保障されていたことがその条件となる。(第4条)

(3) 受入移送の手續と移送後の刑の執行

台湾法務部は職員を派遣して、受刑者又はその法定代理人の同意が自らの意思であることを確認するとともに、移送後の法律上の扱いについて告知しなければならない。意思確認を経た同意は撤回することができない。(第5条)

台湾人受刑者の受入移送に当たっては、法務部が受刑者の移送請求を審査・受理し、適当と認められるとき管轄の檢察署に通知する。檢察官は相手国の提供した裁判関係書類等を調査し、書面により裁判所に対し相手国判決の執行許可を申請する。(第6条)

裁判所は刑の執行許可の裁定を行い、法律の規定に基づき刑を言い渡す。(第8条)

移送前に相手国で刑が執行された日数、刑の執行前に受刑者の身体の自由が拘束された日数及び移送手續に要した日数は、1日単位で刑期から差し引かれる。(第10条)

(4) 再審理請求

相手国から受刑者を台湾に移送した後、新たな事実や証拠の発見等があった場合、再審理の請求は相手国に対してのみ行うことができる。(第14条)

(5) 送出移送の条件

台湾から外国への受刑者移送は、①両国の同意があること、②受刑者が相手国の国籍を有する(台湾との二重国籍は除く)こと、③受刑者又はその法定代理人の書面による同意があること、④移送請求時に刑期が1年以上残っていること、⑤相手国の書面による互惠保証があること、⑥受刑者が台湾国内で他の刑事事件に関与していないことがその条件となる。(第18条)

(6) 適用対象

この法律は、その施行前に刑が確定している受刑者にも適用される。(第22条)

(7) 台湾・中国間の移送

台湾と中国、台湾と香港・マカオの間の受刑者移送についても、この法律の規定が適用される。(第23条)

注(インターネット情報は2013年6月19日現在である。)

(1) 統計は「法務部新聞稿」2013.1.4<<http://www.moj.gov.tw/public/Attachment/3141575795.pdf>>、「跨國移交受刑人法立法理由」<<http://lis.ly.gov.tw/lhtml/lawstat/reason2/01875102010400.htm>>による。

(2) 「跨國移交受刑人法」『總統府公報』第7069号<<http://glin.ly.gov.tw/file/legal/tw2301201305.pdf>>